

「教育職員免許法に基づく免許状の有効期間の更新及び延長並びに 免許状更新講習等に関する規則」の廃止について

教育庁教育振興部教職員課

1 規則の概要

本規則は、教育職員免許法の規定により、免許管理者（県教育委員会）が定めることとされる、免許状更新講習等に関し必要な事項を定めた規則である。

2 廃止理由

近年、オンライン研修の拡大など教員の研修を取り巻く環境が大きく変化している中で、現状の教員免許更新制は、10年に1度講習を受講するものであり、常に教員が最新の知識を学び続けていくことと整合的ではない。

このことから、教育職員免許法及び関係省令を改正し、施行日の令和4年7月1日をもって、教員免許更新制が廃止されることとなった。

教育職員免許法及び関係省令の改正により、教員免許更新制に係る規定が削除されたことから、「教育職員免許法に基づく免許状の有効期間の更新及び延長並びに免許状更新講習等に関する規則」を廃止した。

3 廃止の内容

「教育職員免許法に基づく免許状の有効期間の更新及び延長並びに免許状更新講習等に関する規則」を廃止した。

4 施行期日

令和4年7月1日